

第7期

第7期中間見直し

4 薬局

患者が、医薬品の重複や相互作用を防止する等の医薬分業のメリットを享受することができるよう「かかりつけ薬剤師・薬局」の定着を図り、より安全・安心で最適な薬物療法を推進する。

【現 状】

(1) 本県の薬局数は、平成18年度末2,337施設から平成23年度末2,426施設、平成28年度末には2,591施設と微増しており、平成27年度末の人口10万対では46.4で全国値の45.9をわずかに上回っている。

(2) 圏域別の薬局数

(上段：実施設数、下段：人口10万対施設数)

(平成29年3月末)

	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
施設数	756	500	275	317	136	265	122	89	57	74	2591
	49.4	48.4	38.2	44.4	50.4	46.0	47.7	53.5	54.6	55.9	47.1

(兵庫県薬務課調)

(3) 兵庫県の医薬分業率は毎年上昇し、平成28年度は70.2%と、7割を超えた。しかし、患者にとってメリットが実感できる患者本位の医薬分業の実現に向けて、平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」が厚生労働省により策定され、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋が提示されている。かかりつけ薬局が行うべき在宅医療の進捗指標「居宅管理指導料」を算定している薬局数は、平成27年度は719件、平成28年度は904件と増加している。

(4) 平成28年10月には、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、住民自身による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた「健康サポート薬局」の届出・公表が制度化されている。

(5) 省略

(6) 平成29年の県内のジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用割合は65.2%（10月）、全国平均は65.8%（9月）であるが、平成29年6月に国からジェネリック医薬品の使用割合を平成32年9月までに80%にするという目標が示されており、安心してジェネリック医薬品を使用できるよう患者に適切な説明を行い、普及啓発に取り組んでいる。

4 薬局

(同左)

【現 状】

(1) 本県の薬局数は、平成18年度末2,337施設から平成23年度末2,426施設、平成28年度末2,591施設、令和元年度末には2,665施設と微増しており、平成30年度末の人口10万対では48.3で全国値の48.1をわずかに上回っている。

(2) 圏域別の薬局数

(上段：薬局数、下段：人口10万対施設数)

(令和2年3月末)

	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
施設数	764	515	297	328	142	280	122	89	53	75	2665
	50.3	49.9	41.5	46.1	53.8	49.1	49.4	56.2	52.5	59.1	48.9

(兵庫県薬務課調)

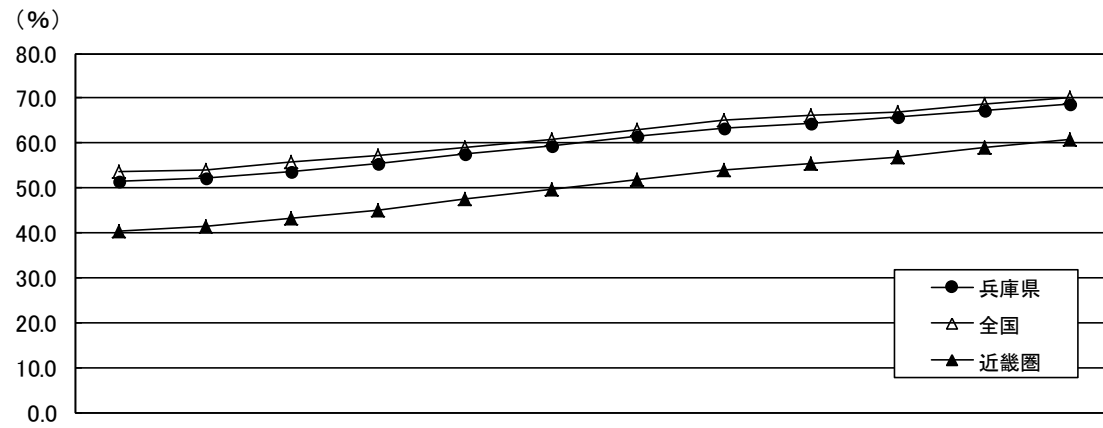
(3) 兵庫県の医薬分業率は、毎年上昇し、令和元年度は73.2%と、7割を超えた。しかし、患者にとってメリットが実感できる患者本位の医薬分業の実現に向けて、平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」が厚生労働省により策定され、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋が提示されている。かかりつけ薬局が行うべき在宅医療の進捗指標「訪問薬剤管理指導料」を算定している薬局数は、平成27年度は719件、令和元年度は1,337件と増加している。

(4) 令和元年12月の法改正により、かかりつけ薬剤師・薬局機能を兼ね備えた「地域連携薬局」等機能別の薬局認定制度が創設され、令和3年8月から施行となる。平成28年10月には、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、住民自身による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた「健康サポート薬局」の届出・公表が制度化されている。

(5) 省略

(6) 令和元年の県内のジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用割合は73.0%（10月）、全国平均は76.7%（9月）であるが、平成29年6月に国からジェネリック医薬品の使用割合を平成32年9月までに80%にするという目標が示されており、安心してジェネリック医薬品を使用できるよう患者に適切な説明を行い、普及啓発に取り組んでいる。

医薬分業率の推移



年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
兵庫県	51.4	52.3	53.8	55.6	57.5	59.5	61.5	63.3	64.5	65.8	67.4	68.7	70.2
全国	53.8	54.1	55.8	57.2	59.1	60.7	63.1	65.1	66.1	67.0	68.7	70.0	71.7
近畿圏	40.4	41.5	43.4	45.2	47.4	49.6	52.0	54.1	55.5	57.0	59.1	60.8	62.6

(単位：%)

【課題】

- (1)・(2) 省略
- (3) 患者等のニーズに応じて、健康サポート機能を強化・充実した「健康サポート薬局」を増やしていく必要がある。
- (4)～(6) 省略

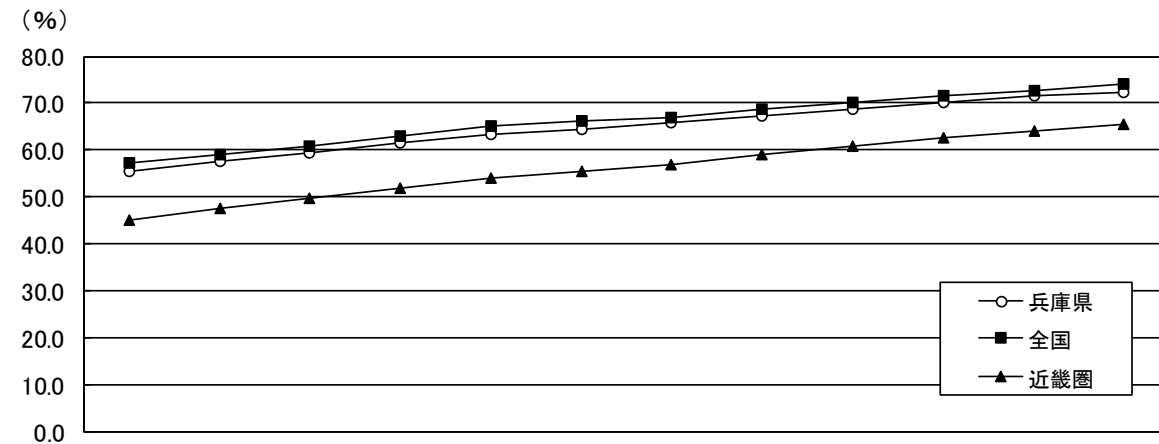
【推進方策】

- (1)・(2) 省略
- (3) 健康サポート薬局の意義の啓発や届出した薬局名等の公表を行うとともに、健康サポート薬局を積極的に目指す薬局の取組みを支援する。
- (4)～(7) 省略

○ かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき3つの機能：  
 ①服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導 ②24時間対応・在宅対応 ③医療機関等との連携

○ 健康サポート薬局：かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局。健康サポート薬局である旨を表示するためには、その薬局を厚生労働大臣が定める基準に適合したものにする必要があり、健康サポート薬局である旨の表示に係る届出を、その薬局の所在地の都道府県知事又は保健所設置市長に届け出なければならない。

医薬分業率の推移



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
兵庫県	55.6	57.5	59.5	61.5	63.3	64.5	65.8	67.4	68.7	70.2	71.5	72.4	73.2
全国	57.2	59.1	60.7	63.1	65.1	66.1	67.0	68.7	70.0	71.7	72.8	74.0	74.9
近畿圏	45.2	47.4	49.6	52.0	54.1	55.5	57.0	59.1	60.8	62.6	64.2	65.6	66.9

(単位：%)

【課題】

- (1)・(2) 省略
- (3) 患者等のニーズに応じて、かかりつけ薬剤師・薬局機能を強化・充実した「地域連携薬局」等（令和3年8月施行）、健康サポート機能を強化・充実した「健康サポート薬局」等を増やしていく必要がある。
- (4)～(6) 省略

【推進方策】

- (1)・(2) 省略
- (3) 地域連携薬局及び健康サポート薬局等の意義の啓発や届出した薬局名等の公表を行うとともに、これらを積極的に目指す薬局の取組みを支援する。
- (4)～(7) 省略

○ かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき3つの機能：  
 ①服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導 ②24時間対応・在宅対応 ③医療機関等との連携

○ 機能別の薬局認定制度（令和3年8月施行）：令和元年11月改正の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を兼ね備えた地域連携薬局と専門的な高度薬学管理機能を兼ね備えた専門医療機関連携薬局がある。認定は実績等に基づく申請により知事が行う。

○ 健康サポート薬局：かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局。健康サポート薬局である旨を表示するためには、その薬局を厚生労働大臣が定める基準に適合したものにする必要があり、健康サポート薬局である旨の表示に係る届出を、その薬局の所在地の都道府県知事又は保健所設置市長に届け出なければならない。